

コープあいづ宅配事業ご利用にあたっての利用規程

別表

規程項目		
1	商品代金の締め日・振替日、及び、ご利用代金のお支払い方法 ※ご利用にあたっては、口座振替登録が必須となります。	<p>◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。</p> <p>◆口座登録中の場合。</p> <p>①コンビニ用払込票(ハガキ)がSMBCからコープあいづ名で郵送されます。</p> <p>②ご利用明細書(兼請求書)とは別々に届きます(払込票が請求書より先にお届けになる場合があります)。</p> <p>③期限までに払込票を持参し指定のコンビニエンスストアか生協店舗(ひがし、にいでら、ばんげ店)でお支払いください。</p> <p>④3か月口座未登録の場合、利用停止となります。</p>
2	ご利用限度額規程	<p>◆最高30万、ただし20万/10万さらに利用不可の利用制限があります(基準の詳細は6項を参照ください)。</p> <p>◆ご利用開始から12ヶ月までのご利用限度額について。</p> <p>①ご利用開始～6ヶ月まで :10万円</p> <p>②6ヶ月～12ヶ月まで :20万円</p> <p>③12ヶ月経過後 :30万円</p> <p>◆ただし、上記のいずれの場合も口座振替不能1回で、再利用時の利用限度額を10万円に引き下げます。</p>
3	ご利用停止に関する規程	<p>◆毎月5日の口座振替日に引き落としができず、かつ、その同じ月の期日までにお支払いいただけなかった場合は20日よりお届けを停止します。</p> <p>◆すでに注文をお受けしている場合であっても、商品のお届けを停止します。配達灯油も停止します。</p>
	①残高不足による口座振替不能の場合	◆毎月20日、請求後の残高が、個人毎に定められた利用限度額に達した時、21日直近の週からご利用停止となります。
4	利用停止解除条件	◆入金確認後、翌週から注文書の配布を開始します。
	②利用限度額オーバーの場合	◆毎月20日の残高が、個人毎に定めた利用限度額未満となった時、21日直近の翌週から注文書の配布を開始いたします。
5	口座振替不能になった場合の支払い方法	<p>◆口座振替不能になった場合には、再請求事務手数料が加算された金額のコンビニ用払込票がお手元に届きますので、以下のいずれかの方法でお支払いください。</p> <p>①コンビニエンスストアで期日まで振込ご入金ください。</p> <p>②払込票をお持ちの上、生協店舗サービスカウンター(ひがし、にいでら、ばんげ店)で期日までご入金ください。</p> <p>※生協店舗でのご入金の場合でも、再請求事務手数料が加算された金額をご入金いただきます。</p> <p>※配達時に、生協職員が現金をお預かりすることはできません。</p>
6	口座振替不能(残高不足)回数と履歴管理	<p>◆口座振替不能の状況により、生協では履歴管理を行います。</p> <p>◆2ヶ月連続口座振替不能+3回目以降、宅配の利用は不可となります。</p>